

人ごとだと思っていませんか？ 振り込め詐欺 ―被害防止に日ごろの備えを―

■問い合わせ 消費生活相談室 ☎64・6007

近年、全国的に振り込め詐欺の被害が多発しています。県内も例外ではなく、平成29年に福井県警が被害届を受理した振り込め詐欺の件数は、過去最悪となりました。市内においても被害が確認されており、今後も被害の拡大が危ぶまれています。

詐欺というと、どこか人ごとと捉えている人が少なくないのではないのでしょうか。実際に被害にあった人の大半は「自分は大丈夫」と思っていたというデータもあり、私たちも決して例外ではありません。

今回は、振り込め詐欺の現状や手口、被害にあわなかったためにできる日ごろの備えについてお知らせします。

被害件数が過去最多に

県内における平成29年の特殊詐欺認知件数は76件で、前年より23件（43・4%）増加しました。被害額は約2億3924万円、前年より約1850万円減少したものの、依然として高い水準となっています。これ以外に、警察に被害届を出していない人もいるとみられ、被害の実態はこれを大きく上回っていると考えられます。

「自分は被害にあわない」が8割

平成29年に内閣府が実施した特殊詐欺に関する世論調査の結果によると、「自分は被害にあわないと思う」と「どちらかといえば被害にあわない」と回答が合わせて約8割でした。高齢になるほど、被害にあわないという意識が高い傾向もあります。

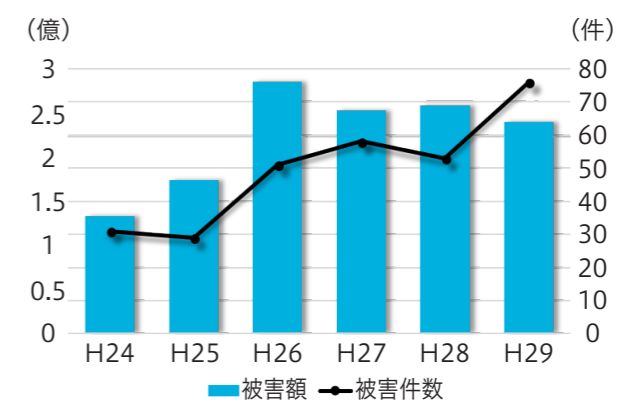
振り込め詐欺の主な手口

オレオレ詐欺
息子や孫などの親族をかたり、「会社のお金を使い込んだのがバレた」などと言って現金を要求する手口。警察官を名乗るケースも。

架空請求詐欺
インターネットサイトの利用料が未納であるなどと、架空の事実を口実に、ハガキやメールなどで現金を要求する手口。

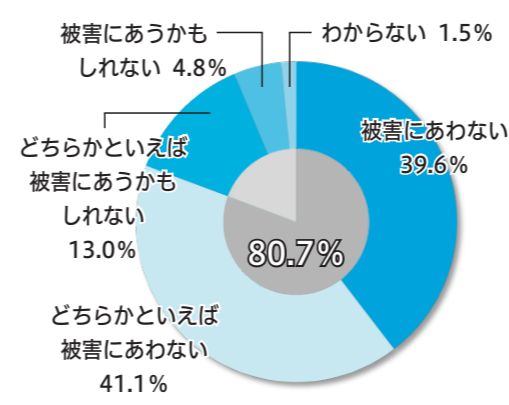
還付金等詐欺
医療費の還付金や年金の未払金があるなどと言って、ATMを操作させ、現金を犯人の口座に振り込ませる手口。

■県内の特殊詐欺被害状況



出典：「福井県の治安情勢」（福井県警）

■自分は被害にあうと思いますか



出典：「特殊詐欺に関する世論調査」（内閣府）

約1900万円の被害が発生

本市においても、平成29年は8件・1905万円の被害が出ており、前年の1件・27万円から急激に増加しています。中でも、65歳以上の高齢者の被害金額は、全体の9割以上を占めました。

増加傾向にある被害状況

手口別では、「オレオレ詐欺」および「架空請求詐欺」の被害件数が多く、全体の9割近くを占めています。いずれの被害も前年に比べると増加傾向にあるため、今後もさらなる注意が必要です。

【本市における特殊詐欺被害認知状況】 出典：福井県警ホームページ

	平成28年	平成29年	前年比
件数	1件 (0)	8件 (5)	+7件 (+5)
金額	27万円 (0円)	1,905万円 (1,784万円)	+1,878万円 (+1,784万円)

※かっこ内は65歳以上の高齢者、金額は千円単位で四捨五入

【本市における平成29年の手口別被害認知状況】 出典：福井県警ホームページ

	オレオレ詐欺	架空請求詐欺	還付金等詐欺	その他
件数	3件 (2)	4件 (2)	0件	1件 (1)
金額	1,418万円 (1,350万円)	87万円 (34万円)	0円	400万円 (400万円)

※かっこ内は65歳以上の高齢者、金額は千円単位で四捨五入

こんなハガキが届いても絶対に連絡しないでください！

左のようなハガキが届いたという相談が多く寄せられています。「身に覚えはないが、内容を確かめよう」と思い、ハガキに書かれた電話番号に連絡すると、弁護士費用などと称し、高額を請求されます。

これは、架空請求詐欺ですので、決して連絡せずに無視してください。不安に感じたらすぐに相談してください。

※法務省がこのようなハガキを出すことはありません。消費生活相談センターや生活保護管理組合を名乗るものもあります ※左のハガキは一例です

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号（わ）318 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による 執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて賜っておりますので、職員までお問合せください。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年8月〇日

法務省管轄支局 ○〇訴訟〇〇センター
東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
受付時間 9:00～20:00（日、祝日除く）

不安に思ったら、まずは誰かに相談を

本年の市内における被害認知件数は0件です。一方で、被害が水際で阻止された事例が依然として認知されており、引き続き油断はできません。

例えば、詐欺犯に指示されて電子マネーを買おうとして、コンビニで阻止されたケースが1件、家族に相談して阻止できたケースが2件ありました。

最近の大口では、警察官や県職員などを名乗り、個人情報を出す電話や「口座が不正利用されている。不正に引き出されたお

金を取り戻す手続きをする」とうそを言って、キャッシュカードを預かるうとする事例が確認されています。

絶対に被害にあわない人などいません。誰にでもその可能性があります。

被害にあってから後悔しないために、自分で判断ができなければ、警察や市役所などに気軽に相談してください。また、身近な人への相談や会話、情報交換などをするだけでも被害防止のきっかけにつながります。

不安に思ったらまずは誰かに相談することが大事です。



小浜警察署
刑事生活安全課 生活安全係
係長 山崎 健史 さん (39歳)

詐欺を防ぐ日ごろの備え

- 普段から備えておくことは？
- ・自分は大丈夫と決めつけず、「もしかしら自分はまだまされるかもしれない」と心の準備をしておく
 - ・気安く個人情報をしゃべらない
 - ・身に覚えのない請求には応じない
 - ・「ATMを操作するように」という指示は詐欺を疑う
 - ・不安に思ったら、家族や友人、消費生活センターや警察に相談する
- 電話での対策は？
- ・在宅時でも留守番電話に設定し、知らない番号には出ない
 - ・固定電話に迷惑電話防止装置などの対策装置を取り付ける
 - ・「携帯電話の番号が変わった」と言われても、変わる前の番号に電話して確認する
 - ・家族の間で合言葉を決めておく
 - ・息子を名乗っても、少しでも「おかしい」と感じたら誰かに相談する

迷惑電話防止装置の無料モニターを募集

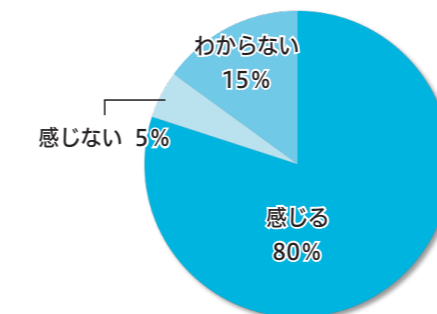
8割のモニターが効果を実感

平成29年度に迷惑電話防止装置を設置した20人のモニターにアンケートを実施したところ、8割の人が、「設置前に比べて迷惑電話がかかってこなくなった」と回答。「装置に守られているようだ」、「今後も継続して使用したい」などの感想も聞かれ、多くの人が効果を実感しています。

市では、30年度も引き続き無料モニターを募集しています。対象や募集人数など、詳しくは消費生活相談室まで問い合わせてください。



迷惑電話が以前と比べてかかってこなくなったと感じていますか？



80%のモニターが以前よりもかかってこなくなったと感じています

支払ったお金取り戻せるケースも

振り込め詐欺などでお金を支払ってしまったと、取り返すのは大変難しいです。

しかし、中には取り返せる場合もあります。実際に返金された事例を紹介します。

支払った後でも諦めず、すぐに相談してください。

Case

相談者は、架空請求詐欺のハガキを受け取った60代女性。ハガキに記載されていた番号に電話をかけたところ、訴訟取り下げ費用と称して、10万円を請求されました。

指示されるままに、コンビニで店員に番号を伝え支払ってしまったのですが、領収書がインターネットショッピングとなっていたのを不審に思い、すぐに消費生活相談室に相談。その後、相談員が払い込み先の大手通販会社と直接交渉を行い、警察への被害届出を経て全額返金されました。

私たちが親身になってお話をうかがいます

消費生活相談室

重田 典子 次長 / 写真中
内方 佳代子 相談員 / 写真右
中塚 エリ子 相談員 / 写真左

相談先

小浜市消費生活相談室 (市役所 生活安全課内) ☎ 64・6007
福井県嶺南消費生活センター (つばき回廊業務棟 3階) ☎ 52・7830



ただ今、出前講座を実施中!

市では、小浜市くらしのアドバイザーと連携して、悪質商法や振り込め詐欺などの事例を紹介し、トラブルの防止策などを説明する出前講座を実施しています。

寸劇や詐欺被害防止かるたなどを通して、楽しく学べる講座になっていきますので、皆さんの積極的なご利用をお待ちしています。



ふれあいサロンで出前講座『詐欺・悪質商法にご用心』を開催 (羽賀ふれあい会館・7月5日)
写真左 / 詐欺被害防止かるたを楽しむ様子、写真右 / くらしのアドバイザーによる寸劇披露

あなたのポスターがポケットティッシュに!

第1回 消費生活ポスターコンクール作品募集

消費生活に対する理解を深めてもらうことを目的に、「消費生活ポスターコンクール」の作品を募集します。

最優秀作品は、ポケットティッシュのラベルに加工して、消費者啓発で配布予定です。

▼テーマ 身近な生活 (消費生活) の中で気づいたことや将来に向けて発信したいことを絵と標語で表現

▼応募資格 市内在住または在学の小学生・高校生

▼応募規定 4つ切サイズの画用紙 (39cm x 54cm) を使用し、作品のテーマに合った「標語」を必ず入れる

▼応募締切 9月6日 (日)

▼応募方法 各学校を通じて提出

▼発表 9月下旬に学校を通じて通知